

日薬業発第 267 号
令和 8 年 9 月 4 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求につきましては、令和 8 年 8 月 21 日付け日薬業発第 236 号にてお知らせしたところです。

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、本年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとされております。

今般、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関・保険薬局等があったことを踏まえ、当該報告書の提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日まででしたが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出いただきたいとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、ベースアップ評価料に係る報告書作成動画及び疑義解釈資料や最新の様式等は、以下の URL の特設ページから閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療
＞ 医療保険 ＞ 令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御 中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）において、前年度及び賃金改善実施年度又は算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を評価するため、毎年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとしている。

また、当該報告書の提出方法については、厚生労働省ホームページ内の「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」（以下「ベースアップ評価料に係る特設ページ」という。）に掲載している報告書作成動画及び疑義解釈資料等により周知を行ってきたところである。

今般、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関等があったことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知いただくとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図りたい。

記

令和 8 年度における当該報告書の提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日であったが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

なお、今後の当該報告書の提出にあたっては、ベースアップ評価料に係る特設ページに掲載している最新の様式によること。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」掲載先：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html